

男鹿市規則第 9 号

組織機構改革に伴う関係規則の整理に関する規則
(男鹿市行政組織規則の一部改正)

第 1 条 男鹿市行政組織規則（平成 1 7 年男鹿市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後

(組織)

第 3 条 男鹿市行政組織条例（平成17年男鹿市条例第 5 号）
第 2 条に規定する次の表の左欄に掲げる部に、当該中欄に掲げる課を置き、当該課に当該右欄に掲げる班を置く。

左欄	中欄	右欄
(略)		
市民福祉部	福祉課～生活環境課	(略)
	子育て健康課	子育て支援班、健康推進班
(略)		

2 前項に規定する部及び課に所属する機関及び施設（以下「所等」という。）は、次のとおりとする。

(略)		
市民福祉部	(略)	
	子育て健康課	保健センター、こども家庭センター
	(略)	
(略)		

(職務の代理)

改正前

(組織)

第 3 条 男鹿市行政組織条例（平成17年男鹿市条例第 5 号）
第 2 条に規定する次の表の左欄に掲げる部に、当該中欄に掲げる課を置き、当該課に当該右欄に掲げる班を置く。

左欄	中欄	右欄
(略)		
市民福祉部	福祉課～生活環境課	(略)
	子育て健康課	子育て支援班、 <u>こども家庭班</u> 、健康推進班
(略)		

2 前項に規定する部及び課に所属する機関及び施設（以下「所等」という。）は、次のとおりとする。

(略)		
市民福祉部	(略)	
	子育て健康課	<u>保育園</u> 、保健センター、こども家庭センター
	(略)	
(略)		

(庶務の代理)

改正後	改正前
第9条 (略) 2 (略) 3 支所長、所長、館長、園長又は診療所長(以下この項において「支所長等」という。)に事故があるとき、又は欠けたときは、支所長等が指定する職員が、その職務を代理する。 別表第1 (第6条関係) 総務企画部 (略) 市民福祉部 福祉課～生活環境課 (略) 子育て健康課 子育て支援班 1及び2 (略) <u>3 母子保健に関すること。</u> <u>4 児童福祉に関すること。</u> <u>5 家庭児童相談室に関すること。</u> <u>4 子どもの貧困に関すること。</u> <u>6 母子及び寡婦並びに父子の福祉に関すること。</u> <u>7及び8 (略)</u> 健康推進班 1～3 (略)	第9条 (略) 2 (略) 3 支所長、所長、館長、園長又は診療所長(以下この項において「支所長等」という。)に事故があるとき、又は欠けたときは、<u>園長補佐又は</u>支所長等が指定する職員が、その職務を代理する。 別表第1 (第6条関係) 総務企画部 (略) 市民福祉部 福祉課～生活環境課 (略) 子育て健康課 子育て支援班 1及び2 (略) <u>3 保育園の設置・廃止に関すること。</u> <u>4 保育園の運営に関すること。</u> <u>5 放課後児童健全育成に関すること。</u> <u>6及び7 (略)</u> <u>こども家庭班</u> <u>1 母子保健に関すること。</u> <u>2 児童福祉に関すること。</u> <u>3 家庭児童相談室に関すること。</u> <u>4 子どもの貧困に関すること。</u> <u>5 母子及び寡婦並びに父子の福祉に関すること。</u> 健康推進班 1～3 (略) <u>4 健康推進員に関すること。</u>

改正後

4 ～ 9（略）

観光文化スポーツ部

観光課（略）

男鹿まるごと売込課

売込班

1 ～ 6（略）

7 課の予算経理及び一般庶務に関すること。

8 その他他の班に属しないこと。

エネルギー・商工港湾班

1 ～ 15（略）

文化スポーツ課（略）

産業建設部（略）

別表第 4（第 8 条関係）

左欄	中欄	右欄
(略)		
園長	保育園	園長は、上司の命を受け、その所管の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。
統括副園長	保育園	統括副園長は、上司の命を受け、園長を補佐するとともに、その所管の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。
副園長	保育園	副園長は、上司の命を受け、園長を補佐するとともに、その所管の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

改正前

5 ～ 10（略）

観光文化スポーツ部

観光課（略）

男鹿まるごと売込課

売込班

1 ～ 6 略

エネルギー・商工港湾班

1 ～ 15（略）

16 課の予算経理及び一般庶務に関すること。

17 その他他の班に属しないこと。

文化スポーツ課（略）

産業建設部（略）

別表第 4（第 8 条関係）

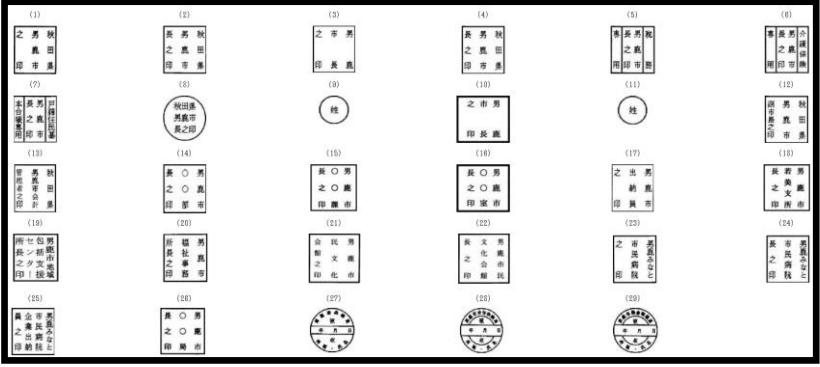
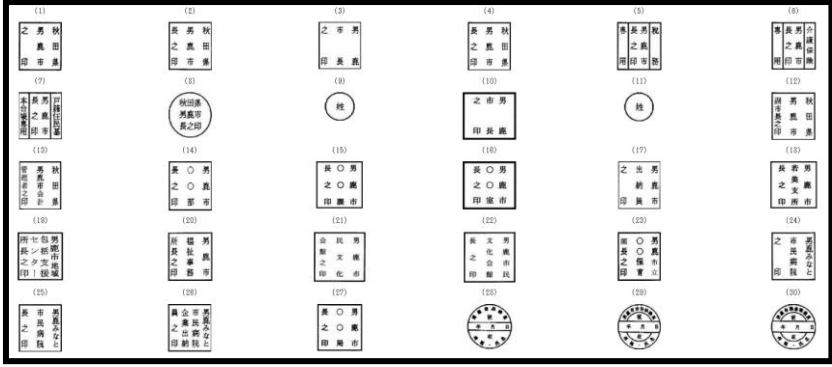
左欄	中欄	右欄
(略)		
園長	保育園	園長は、上司の命を受け、その所管の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。
副園長	保育園	副園長は、上司の命を受け、園長を補佐するとともに、その所管の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

改正後	改正前
(略) 同表に規定するもののほか、市長の命を受けて、市行政の特定重要事項を掌理させる職又は部をまたぐ課題等の調整事務を処理させる職として、理事を置くことができる。	(略) 同表に規定するもののほか、市長の命を受けて、市行政の特定重要事項を掌理させる職又は部をまたぐ課題等の調整事務を処理させる職として、理事を置くことができる。
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分及び太枠で示した部分である。	

(男鹿市公印規則の一部改正)

第2条 男鹿市公印規則（平成17年男鹿市規則第9号）一部を次のように改正する。

改正後						改正前					
別表（第3条関係）						別表（第3条関係）					
公印の種類	ひな形	寸法	使用区分	保管責任者	個数	公印の種類	ひな形	寸法	使用区分	保管責任者	個数
(略)						(略)					
市民文化会館長印	(22)	方21ミリメートル	館長名をもって発する文書	市民文化会館長	1	市民文化会館長印	(22)	方21ミリメートル	館長名をもって発する文書	市民文化会館長	1
男鹿みなど市民病院長印	(23)	方21ミリメートル	病院名をもって発する文書	病院事務局長	1	園長印	(23)	方18ミリメートル	保育園長名をもって発する文書	各保育園長	各1
(略)						男鹿みなど市民病院長印	(24)	方21ミリメートル	病院名をもって発する文書	病院事務局長	1
(略)						(略)					

改正後	改正前
公印のひな形  備考 公印の書体は、てん書とする。	公印のひな形  備考 公印の書体は、てん書とする。
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分及び太枠で示した部分である。	

(男鹿市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正)

第3条 男鹿市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成17年男鹿市規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(補助執行) 第2条 (略) 2 市長は、次に掲げる事務について、教育長に補助執行させるものとする。 (1)～(8) (略)	(補助執行) 第2条 (略) 2 市長は、次に掲げる事務について、教育長に補助執行させるものとする。 (1)～(8) (略)

改正後	改正前
(9) <u>保育園の設置・廃止に関すること。</u> (10) <u>保育園の運営に関すること。</u> (11) <u>放課後児童健全育成に関すること。</u> 3 市長は、次に掲げる事務について、農業委員会事務局の職員に補助執行させるものとする。 (1) <u>市町村への権限移譲の推進に関する条例（平成 16 年秋田県条例第 71 号）別表第 51 の 2（第 8 条関係）に規定する農用地利用集積等促進計画に係る業務</u> (2) <u>農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 19 条第 1 項に規定する農用地等の保有及び利用に関する情報の提供その他必要な協力及び同条第 2 項に規定する農用地利用集積等促進計画の作成、認可及び公告に関する事務</u> (3) <u>農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 4 項に規定する農地中間管理機構から委託された事務</u> (4)及び(5) （略）	3 市長は、次に掲げる事務について、農業委員会事務局の職員に補助執行させるものとする。 (1) <u>農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 4 条第 4 項第 1 号に定める利用権設定等促進事業に関する事務</u> (2)及び(3) （略）
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

（男鹿市一般職の職員の給与に関する規則の一部改正）

第 4 条 男鹿市一般職の職員の給与に関する規則（平成 17 年男鹿市規則第 33 号）一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第 1（第 3 条の 3、第 11 条関係） 行政職給料表適用職員			別表第 1（第 3 条の 3、第 11 条関係） 行政職給料表適用職員		
管理職手	管理職手当支給額	管理職員特別勤	管理職手	管理職手当支給額	管理職員特別勤

改正後				改正前			
当支給範囲		務手当支給額		当支給範囲		務手当支給額	
		(甲)	(乙)			(甲)	(乙)
(略)				(略)			
3 主幹 (相当級職員(子ども未来課付主幹の職を含む。))	27,400 円(班長を兼ねない主幹のうち事務局長、保育園長若しくは統括副園長及び地域包括支援センター主幹を除く。)	4,000 円	2,000 円	3 主幹 (相当級職員(子育て健康課付主幹の職を含む。))	27,400 円(班長を兼ねない主幹のうち保育園長及び地域包括支援センター主幹を除く。)	4,000 円	2,000 円
(略)				(略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(男鹿市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第5条 男鹿市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成17年男鹿市規則第34号)一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第1(第3条関係) 行政職給料表(1)職務分類表		別表第1(第3条関係) 行政職給料表(1)職務分類表	
級	職務の内容	級	職務の内容
1	(略)	1	(略)
4	<u>船越コミュニティセンター</u> 所長、 <u>五里合コミュニティセンター</u> 所長、 <u>樺コミュニティセンター</u> 所長、館長補佐、局長補佐または園長補佐の職務	4	<u>五里合コミュニティセンター</u> 所長、館長補佐、局長補佐または園長補佐の職務

改正後			改正前		
5	<u>北浦コミュニティセンター</u> 所長、 <u>戸賀コミュニティセンター</u> 所長、副館長又は副事務局長の職務		5	<u>戸賀コミュニティセンター</u> 所長、副館長又は副事務局長の職務	
6	会計管理者、地域包括支援センター所長、保健センター所長及び若美支所長の職務		6	会計管理者、地域包括支援センター所長、保健センター所長、 <u>北浦コミュニティセンター</u> 所長及び若美支所長の職務	
7	(略)		7	(略)	
医療職給料表(3)職務分類表 (略)			医療職給料表(3)職務分類表 (略)		
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。					

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。